

平成30年度第1回東大和市特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日時 平成30年7月23日(月) 14時30分開会
- 2 場所 中央図書館 2階 視聴覚室
- 3 出席 委員 10人中10人出席
市 市長、総務部長、職員課長、人事給与係長
傍聴 無
- 4 進行 以下のとおり

(1) 開会(総務部長)

会長選出前まで司会進行、10名委員出席のため会議成立の旨報告。

(2) 市長あいさつ

審議会委員の新たな任期はH30.7.10から2年間

多くの委員に再任いただき厚く御礼申し上げるとともに、新たにお受けいただいた委員2名についても御礼申し上げます。

(3) 委嘱状交付(市長が各委員の机をまわり交付)

(4) 委員自己紹介

委員自己紹介、事務局紹介

※市長、公務の都合により途中退席。

(5) 議題

①会長及び会長職務代理者の選任

会長…事務局一任、前回に引き続き高橋榮委員を会長に選出

会長あいさつ、議事進行については会長に引き継ぎ

職務代理者…窪田源司委員を指名

職務代理者あいさつ

②東大和市特別職報酬等審議会の概要説明

職員課長より

・東大和市特別職報酬等審議会条例(第1条～第6条)の説明

・当日配布資料(26市比較表)

市長給与等及び議員報酬等、26市状況について説明

(6) 質疑

委員：審議会の議事録は作成されるか。署名議事録方式か。

事務局：議事録は作成し、市ホームページで公表している。署名議事録方式ではない。

委員：以前、市長は給与を自主的に50%減額する措置をとっていたが、現在は行っているのか。

職員課長：現在は、減額措置を行っていない。

委員：他の市町村が給与額等を改定すれば、順位が変わっていくということか。

委員：議員報酬の関係で、東大和市は、26市中21位であるが、常任委員長等の報酬額については、15位だが、何か理由があるのか。

職員課長：常任委員長等については、26市中、6市については報酬額を特別定めていないための順位である。

委員：それらの市は、議員報酬と同額を払っているのか。また、その理由がわかれば教えてほしい。

職員課長：議員報酬と同額と思うが、理由については現在把握していない。確認のうえ、後日、通知等で情報提供させていただく。

委員：市長の給料等は、どのようにして決定されるのか。

会長：給料や報酬額については、最終的には、議会で議決されて決定されるが、条例案を市長が提出するにあたり、市長がこの報酬等審議会に見直すことについて諮問する。

我々委員は、市長の諮問を受けた後に、市民や団体の代表として、市民の声を代弁するという形で審議を重ね、その結果を市長に答申する。

委員：当市は、平成8年に大幅な見直しを行い、現在は、26市中21位の給料額だが、東大和市は今の時期として、近々、給料及び報酬額を改定することは何か検討しているか。

職員課長：現状では、改定については特別検討までは至っていない。

総務部長：経済状況等、様々な観点から給料等の額の上げ下げを判断をしていただき、最終的には、議会の議決をもって決定されていく。
事務局としては、引き続き、他市の状況等情報収集を行いながら、市長から検討について指示が出た際等に速やかに対応・説明できるように、引き続き準備を行っていく

委員：近隣6市とは、人口比率によるものなのか。清瀬市は、当市より人口が少ないと思うが。

会長：人口では確かにそうである。今回の資料では、例えば財政力との関係での比較については記載がされておらず、例えば、そのような比較も、額を検討する上では必要になると考える。

委員：今、東大和市は人口8万5千人ほどか。

総務部長：8万6千人ほどです。

会長：8万6千人といっても、統計上の話しではあるが、数年後には減少していく。少子高齢化も進み、市では現在、人口をいかに維持していくかの取組みを行っている。

委員：たしかに、東大和市は子育てしやすいまち全国3位ですが、湖畔地域は高齢化率が高い。

委員：質問ですが、給与・報酬の決定方法について、先ほどもご説明ありましたが、再度お願いしたい。

会長：もちろん、世論の動きとかがあって適切なかどうかといった見直しを図られることはあるが、市長が、見直すかどうか検討するにあたり、当審議会に諮問し、審議会で市民や団体等の声をもとに審議のうえ、結果を市長に答申する。
その答申を受け、市長が議会に上程し、議決されれば改定されるという流れになる。

事務局は、情報をもっているから、それらを委員にお届けするとか、勉強会を行うというのをやってみるのもどうか。

委員：平成8年当時の市長等はどなたか。

会長：前市長の時になる。当時は、東大和市の額が26市比較でも低い時で、見直しをおこなった経緯がある。

6 閉 会 15：10

その他報告（事務局）

- ・資料等でご質問ございましたら、個別の対応も可。
- ・委員報酬の支払いについて報告